

2008あじさい石連要望、各省回答および再意見

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由 【再意見】	各省回答および二次回答(2007あじさい・もみじ分も併記)
5057001	【消防庁】 異常現象として取り扱う漏えい量の定量化	漏えいが異常現象であるか否かの判断を行う漏えい量を具体的に定量化する。 具体例:事業所敷地内における少量指定数量以上(指定数量の5分の1以上)の危険物の漏えい	<p>法に定められた異常現象を通報することの趣旨は、災害の発生および拡大の防止のためであることは十分に承知しているが、通知「異常現象の範囲について(昭和59年7月13日付け消防地第158号)」が法規制となる以上、法令が立法趣旨どおり運用されるよう明確にすることを要望している。</p> <p>通知では、ただし書きで、「次に掲げる少量の漏えいで、泡散布、散水、回収、除去等の保安上の措置を必要としない程度のもを除く」とあるが、この「少量」が不明確であり、また、少量以下と考えられる極めて微量であっても、清掃(回収、除去等を含む)は必要なため、通報を行う現場では混乱を生じている。</p> <p>現場が混乱なく通報するためには、誰もが異常現象を統一的に判断できるように、漏えい量を定量的に示して欲しい。</p> <p>法令で、しかも罰則規定がある通報義務規定に対し、運用方法を具体的に定めず、現場で混乱をきたしているのは、法制上の欠陥ともいえる。</p> <p>2007年もみじ回答では、異常現象の定義を定量的に示すことなく、「特定事業者が責務を放棄している要望」と断言しているだけであり、このままでは現場での混乱改善は一歩も進まず、行政の責任回避としか受け止められないものであった。</p> <p>【再意見】 要望の趣旨は、現場が混乱なく通報するためには、誰もが異常現象を統一的に判断できるように、漏えい量を定量的に示して欲しいだけのことである。 全ての漏えいを消防機関に通報しないと被害の拡大につながる危険性があるとするのは建前であり、現実的でない。 少量の漏えいであっても、運転条件やプロセスに応じて、系ごと取るべき緊急措置が事業所のマニュアルで定められおり、迅速かつ的確な災害応急措置を実施し、時間の経過とともに漏えい量が拡大したり、火災に発展し、被害の拡大につながるような災害対応の遅れを招かないようにしている。 少量の漏えいについては異常現象と区別し、別途報告できるようにしていただきたい。</p>	<p>【2007あじさい:「異常現象の通報の合理化」への一次回答】 石油コンビナート等特別防災区域(以下「特別防災区域」という。)の特殊性に鑑みれば、異常現象の発生が大規模な災害に発展する危険性を有しているため、石油コンビナート等災害防止法第23条において、特定事業所の責任者に対して異常現象の通報義務を課し、迅速かつ的確な災害応急措置の実施を確保しているところである。また、通報対象となる異常現象には、保安の措置を必要としない少量の漏洩等を含まない旨を既に通知している(異常現象の範囲について(昭和59年7月13日付け消防地第158号))とされており、災害応急対策に資するものとなっている。</p> <p>一方、特別防災区域が所在する都道府県に設けられる石油コンビナート等防災本部(特定事業者を代表する者も構成員である。)(以下「防災本部」という。)(は、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等、防災に関する重要な事項の実施を推進する必要があることから、特定事業所において大規模な災害に発展する危険性を有する異常現象の原因を分析するとともに、再発防止策等を講ずることは当然行われているものと考え、それらの概要を防災本部に報告することに不都合な事由等があれば、具体的にお示しいたきたい。</p> <p>なお、防災本部に報告を要しない事例の一つとして、公設消防機関の消火活動を必要としなかった火災を挙げているが、自衛防災組織のみの活動で初期消火に成功すれば、火災の原因や再発防止策を防災本部に報告する必要がないとする考えには、賛同できない。</p> <p>【二次回答】 「配管のじこみ程度」の状況が定かではないが、配管の腐食、亀裂等による漏洩であれば、当該配管を修復するなどの保安上の措置が必要であり、異常現象に該当する。</p> <p>【2007もみじ:「異常現象の通報義務」への一次回答】 石油コンビナート等特別防災区域の特殊性に鑑みれば、異常現象の発生が大規模な災害に発展する危険性を有しているため、特定事業所の責任者に対して異常現象の通報義務を課し、自衛防災組織等に当該異常現象についての災害応急措置の実施を責務とさせているところである。また、迅速かつ的確な災害応急措置の実施を確保するため、「異常現象の範囲について(昭和59年7月13日付け消防地第158号)」により、異常現象の範囲を出火、爆発、漏えい、破損及び暴走反応等の項目に分けて既に明確にしているところである。</p> <p>一方、近年、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における事故件数は増加傾向にあり、特に、平成18年中における事故(異常現象)種別件数を見ると、死傷者が43名と前年の約2倍となっているほか、火災も110件と前年の約1.6倍、爆発が18件と前年の約4.5倍、漏えいが97件と前年の約1.5倍となっており極めて憂慮される事態となっている。このような状況の中、消防機関は、災害の発生及び拡大の防止等のため、必要があると認めるときは、特定事業者に対して原因、対策等の報告を求めているところである。</p> <p>消防庁では、関係団体に対して事故防止体制に万全を期すよう要請しているが、提案主体に対しても事故分析及び事故防止策について検討するよう要請しているところであり、事故分析等を踏まえた事故の発生及び拡大の防止に資するような施策の提案を期待したい。</p> <p>【二次回答】 小規模な火災や危険物の漏えいが、大規模な火災や事故に拡大するケースが多いことに鑑みれば、「事業所で初期消火ができたもの」や「指定数量の5分の1未満の危険物(例えば灯油であれば200リットルに相当する)の漏えい」については、火災等の原因や再発防止策を報告しないと提案は、「災害の発生及び拡大の防止に関し万全の措置を講ずる」という特定事業者の責務を放棄するものであり、受け入れられない。</p> <p>【2008あじさい:一次回答】 1. 石油コンビナート等特別防災区域の特殊性に鑑みれば、異常現象の発生が大規模な災害に発展する危険性を有しているため、石油コンビナート等災害防止法第23条において、特定事業所の責任者に対して異常現象の通報義務を課し、迅速かつ的確な災害応急措置の実施を確保しているところである。 2. 石油等の漏えいが発生した場合、迅速かつ的確な災害応急措置を実施しないと時間の経過とともに漏えい量が拡大したり火災に発展する危険性を有していることに鑑みれば、ご要望にあるような漏えい量が一定量を超えない限り消防機関へ通報しないと提案は、被害の拡大につながる危険性を有するものであり、異常現象の範囲から除かれる漏えいの量について定量的に示すことは困難であるとともに、災害対応の遅れを招く提案と考える。 3. なお、異常現象の範囲を「事業所敷地内における指定数量の5分の1以上の危険物の漏えい」とする提案については、例えば、ガソリンであれば40リットル(灯油であれば200リットル)程度に相当する量が漏えいしていても消防機関への通報を要しないことになってしまうが、保安上の措置を必要としないケースとは言い難く、ただちに消防機関へ通報すべきであると考え。</p> <p>【二次回答】 石油等の漏洩が時間の経過とともに拡大したり火災に発展する危険性を有していることに鑑みれば、漏洩が一定量の範囲に収まったという事態の結果を待って通報することは、被害の拡大につながる危険性を有するものであり、災害対応の遅れを招くものである。したがって、漏洩の発生又は発見したときは直ちに消防機関に通報すべきであり、異常現象の範囲から除かれる漏洩の量について定量的に示すことは困難である。</p>
5057002	【消防庁】 タンク溶接部検査の見直し(第1段階)	指示模様の長さ(省令で4mm)の確認については、傷が目視で確認できる場合は削ることなく表面の傷の寸法で評価する。	<p>指示模様の長さについては、危険物の規制に関する規則(省令)で4mm以下と定めている。</p> <p>2007年もみじ(あじさいも同様)回答では、「疑似模様(溶接部欠陥以外のものに起因する磁粉模様)が現れ、欠陥の検出が困難となる場合は、溶接部表面を削り、再度検査を行うことにより、当該模様が指示模様(溶接部欠陥に起因する磁粉模様)であるか疑似模様であるかを確認する必要がある。また、この方法はJISに記載がある。」とあるが、以下のように反論する。</p> <p>①溶接部を研削してまで指示模様、疑似模様を区別、確認する必要性を法令上求めていない。長さが4mm以下の模様であれば、それが疑似模様であっても、指示模様であっても合格であり、欠陥ではない疑似模様をあえて研削する必要性は全くない。 ②疑似模様を研削する必要が生じるのは、長さが4mm以上の模様で、それが疑似模様が支持模様かの判断に支障をきたす場合のみである。</p> <p>【再意見】 回答の「…指示模様であるか疑似模様であるかを確認する必要がある。」というのは、模様の長さが合格範囲の4mmを超えた場合に行う必要のある行為で、長さ4mm以下の模様は、指示模様であれ疑似模様であれ合格に変わりなく、研削する必要がないとする提案理由に対する回答となっていない。 また、JIS B8501での趣旨は、その解説書にもあるように、「磁粉模様が現れたからといって、即欠陥とは限らないので注意を要する」であり、間違っても不合格と判定しないための確認方法である。</p>	<p>【2007あじさい:一次回答】 磁粉探傷法によるタンクの溶接部の検査時においては、疑似模様(溶接部欠陥以外のものに起因する磁粉模様)が現れ、欠陥の検出が困難となる場合がある。このような場合、溶接部表面を削り、再度検査を行うことにより、当該模様が指示模様(溶接部欠陥に起因する磁粉模様)であるか疑似模様であるかを確認する必要がある。 すなわち、溶接部表面を削ることは、欠陥の深さや、表面のそれぞれの小さな欠陥が内部でつながっているかどうかを確認することを目的としたものではないのであるから、本要望には理由がない。</p> <p>【二次回答】 危険物の規制に関する規則第20条の8で定める磁粉探傷試験の合格の基準は、欠陥による指示模様か欠陥によらない疑似模様かを確認し、判断するものであり、疑わしきものを安全サイドから欠陥とみなして決めているものではない。また、磁粉探傷試験においては、疑似模様が現れ欠陥の検出が困難となる場合は、溶接部表面を滑らかにした後、再試験により磁粉模様が指示模様か疑似模様かを確認する必要がある。 なお、上記のような磁粉探傷試験の方法はJIS B8501(鋼製石油貯槽の構造(全溶接製))等にも記載のあるところであり、危険物保安技術協会により独自の上乗せ指導がなされているものとは考えられない。</p> <p>【2007もみじ:一次回答】 あじさい月間の要望に対する回答のとおり、磁粉探傷法によるタンクの溶接部の検査時において、疑似模様(溶接部欠陥以外のものに起因する磁粉模様)が現れ、欠陥の検出が困難となる場合は、溶接部表面を削り、再度検査を行うことにより、当該模様が指示模様(溶接部欠陥に起因する磁粉模様)であるか疑似模様であるかを確認する必要があるものである。 すなわち、溶接部表面を削ることは、欠陥の深さや、表面のそれぞれの小さな欠陥が内部でつながっているかどうかを確認することを目的としたものではないのであるから、本要望には理由がない。 なお、上記のような磁粉探傷試験の方法はJIS B8501(鋼製石油貯槽の構造(全溶接製))等にも記載のあるところである。</p> <p>【二次回答】 前回回答のとおり、磁粉探傷試験は、疑似模様が現れ欠陥の検出が困難となる場合は、その長さにかかわらず、溶接部表面を滑らかにした後、再試験により磁粉模様が指示模様か疑似模様かを確認しなければ正確に行うことができないものである。この磁粉探傷試験の方法はJIS B8501(鋼製石油貯槽の構造(全溶接製))等にも記載のあるところであり、試験方法に問題はないと考える。</p> <p>【2008あじさい:一次回答】 磁粉探傷法によるタンクの溶接部の検査時において、磁粉探傷試験で現れた磁粉模様が、溶接部欠陥に起因する磁粉模様(指示模様)であるかそうでないもの(疑似模様)であるか判別が困難な場合がある。このような場合には、溶接部表面を削り、再試験を行うことにより、当該磁粉模様が指示模様であるか疑似模様であるかを確認する必要がある。なお、前記のような磁粉探傷試験の方法はJIS B8501(鋼製石油貯槽の構造(全溶接製))等にも記載のあるところである。</p> <p>【二次回答】 磁粉探傷試験に関する合格の基準を定める危険物の規制に関する規則第20条の8第2項では、第1号において「割れがないものであること」とされており、ここでいう「割れ」はその大きさによらない。また、同項第3号では、その長さがその幅の3倍未満の磁粉模様(円状磁粉模様)については、「ブローホール」の疑いがあるとして、浸透探傷試験を行い、その浸透探傷試験による指示模様の長さによって合否を判定することとされており、浸透探傷試験を行うべき円状磁粉模様の長さについては規定がない。すなわち、円状磁粉模様については、長さが4mm以下であっても、浸透探傷試験を行うこととされている。こうしたことから、磁粉探傷試験で溶接部欠陥に起因する磁粉模様(指示模様)であるかそうでないもの(疑似模様)であるか判別が困難な磁粉模様が現れた場合において、たとえ当該磁粉模様の長さが4mm以下であったとしても、その段階で合格と判断することはできない。従って、このような場合であっても、溶接部表面を削り、再試験を行うことにより、当該磁粉模様が指示模様であるか疑似模様であるかを確認する必要がある。 また、同項第3号及び第4項では、複数の磁粉模様が集中的に現れた場合の合否の基準が規定されており、ここでも個々の磁粉模様の長さが4mm以下であっても、磁粉模様の分布のしかたによっては不合格となり得ることがあるため、磁粉模様の長さが4mm以下であったとしても、溶接部表面を削り、再試験を行う必要が生じる場合があるものと考えられる。</p>

2008あじさい石連要望、各省回答および再意見

<p>5057003</p>	<p>【消防庁】 タンク溶接部検査の見直し(第2段階)</p>	<p>タンクの保安検査、定期自主検査の内部点検について、底板溶接部の検査は製作時のみとし、その後の検査は廃止し、底板の厚さに関する検査のみにする。</p>	<p>保安検査が昭和52年に制度化されて以来、これまで3回～5回も保安検査を受けてきているにも拘わらず、保安検査のたびに指示模様がタンク1基当たり200箇所から300箇所程度も検出されている。これほどの多くの指示模様が、繰り返し疲労が起きそうにないタンク底板部の3重点や、開放検査の度に精密な検査を行っている応力集中部のたらい周りにおいて検出されている。これらの新たな欠陥の発生は、検査周期の7年～10年間で起きるとは考えられない現象である。</p> <p>このような事象の原因は、溶接部検査のたびに、溶接線上のコーティングを剥離するためのサンドブラストによって、溶接部表面が数十ミクロン程度研磨され、溶接部に内在していたブローホール等が表面上に出てくるためである。</p> <p>このように指示模様の発生原因を人為的に作り出しておきながら、一方でそれを保安検査で検出しなければならぬというのは矛盾であり、合理性に欠けるものである。</p> <p>保安検査のうち、溶接部検査は最初の設置時のみとし、板厚検査だけにすべきである。</p> <p>【再意見】 タンク底板の貫通は、溶接部の亀裂伸展よりも腐食による減肉の方が支配的であることは、消防庁の委員会において3年間にわたる多くの専門家の審議の結果であり、疑いのないことは明瞭である。回答では、委員会は、隅角部の亀裂伸展解析は腐食速度を一律減肉で設定しており、局所的な腐食や内在欠陥を想定していないとある。しかし、腐食については、開放検査周期ごとに保安検査等を受けており、次期開放検査までの間、最小板厚を維持するように必要板厚を確保して検査に適合しているため、ご指摘にあるような局所的な腐食を許すような環境にはない。さらに、委員会が設定した一律減肉は、保安検査の適合条件より安全側で設定している。また、疲労亀裂の伸展にとってクリティカルなものは表面亀裂であり、内在欠陥は強度計算上、亀裂伸展に寄与するものではない。消防庁の委員会には破壊力学の学識経験者が入っており、検討の過程では内在欠陥の指摘はなされていない。</p> <p>回答では、溶接部検査をしないと、大規模地震の際に応力集中によりタンク底部が破損し、危険物が大量に漏えいするおそれがあるとしているが、新基準タンク、新法タンクについては、このようなことが起きないよう法令を改正し、技術上の基準に保有水平耐力を導入している。保有水平耐力は、アニュラ板実板厚、アニュラ板実降伏強度、静液圧、最高液面高さの関数である。</p> <p>回答では、指示模様が1基あたり200箇所から300箇所程度検出されていることについては、事実確認保安検査は、タンク底板部の強度や貫通に支配的とされる板厚検査だけにすべきである。</p>	<p>【2007あじさい：一次回答】 屋外貯蔵タンクからの漏えい事故は、金属材料の腐食劣化によるもの、地震等の外力によるもの等が考えられているところである。また、「特定屋外タンク貯蔵所の開放周期の算定方法に関する調査検討委員会」の検討のなかで行った隅角部のき裂進展性解析は、初期き裂の大きさ・位置、板厚等の条件を仮定して行ったものであり、腐食速度については一律な減肉を想定し、局所的な腐食や溶接部に内在する欠陥は想定していない。破断寿命が100年というのは、あくまでこれらの解析条件を前提とした算定であり、前提条件が異なれば、破断寿命は大きく異なることになると思われる。</p> <p>したがって、溶接部欠陥の程度・状態によっては、今後発生が予想されている大規模地震等の際に、応力集中によりタンク底部が破損し、危険物が大量に漏洩するおそれがあることから、溶接部欠陥についての検査を省略することはできない。</p> <p>なお、保安検査時においては、溶接部欠陥が毎年発見されている現状にある。</p> <p>【二次回答】 再検討要請①にある事項は、現在全ての屋外貯蔵タンクで行われているものではない。また再検討要請②にある事項について、内部欠陥は、同種、同寸法の欠陥であれば、表面欠陥に比べ有害性は低いと考えるが、内部欠陥もさまざまな種類の欠陥が有り、一概に応力上疲労亀裂に発展するものではないと断定できるものではない。さらに、表面欠陥については、再検討要請③にあるとおり、溶接部全線を探傷検査実施するにも関わらず、保安検査時に溶接部欠陥が毎年発見されているのが現状であり、平成18年度の溶接部不適合事案は23件となっている。</p> <p>これらの現状を踏まえると、屋外貯蔵タンクからの危険物の漏えいを未然に防ぐため、定期的には本検査を行うことは必要不可欠である。</p> <p>【2007もみじ：一次回答】 あじさい月間の要望に対する回答のとおり、屋外貯蔵タンクからの漏えい事故は、金属材料の腐食劣化によるもの、地震等の外力によるもの等が考えられるところ、「特定屋外タンク貯蔵所の開放周期の算定方法に関する調査検討委員会」の検討のなかで行った隅角部のき裂進展性解析は、初期き裂の大きさ・位置、板厚等の条件を仮定して行ったものであり、腐食速度については一律な減肉を想定し、局所的な腐食や溶接部に内在する欠陥は想定していない。破断寿命が100年というのは、あくまでこれらの解析条件を前提とした算定であり、前提条件が異なれば、破断寿命は大きく異なることになると思われる。</p> <p>したがって、溶接部欠陥の程度・状態によっては、今後発生が予想されている大規模地震等の際に、応力集中によりタンク底部が破損し、危険物が大量に漏えいするおそれがあり、また、保安検査時においては、溶接部欠陥が毎年発見されている現状を考慮すると、溶接部欠陥についての検査を省略することはできない。</p> <p>保安検査における磁粉探傷試験による溶接部検査は、実際には抜き取った箇所に対して実施されており、毎回同じ箇所を検査しているものではないのであるから、以前の保安検査で合格となった箇所が今回の保安検査で不合格となるという指摘には事実の誤認がある。</p> <p>【二次回答】 前回回答したとおり、保安検査において溶接部欠陥が発見される事案は毎年発生していることから、溶接部欠陥についての検査を省略することはできない。なお、平成18年度の溶接部不適合事案は23件となっている。</p> <p>「特定屋外タンク貯蔵所の開放周期の算定方法に関する調査検討委員会」の検討のなかで行った隅角部のき裂進展性解析は、初期き裂の大きさ・位置、板厚等の条件を仮定して行ったものであり、腐食速度についても局所的な腐食や溶接部に内在する欠陥は想定していないことから、現実を完全に反映したものとは言えないことは前回も回答したとおりである。また、新基準適合すみの特定屋外貯蔵タンクにおいても、溶接部欠陥が発見される事実があることから、新基準適合の取り組みは、溶接部欠陥についての検査の省略を可能とする理由にはならない。</p> <p>保安検査における磁粉探傷試験による溶接部検査は、三重点、たらい回りであっても、実際には抜き取った箇所に対して実施されていると聞いており、毎回同じ箇所を検査しているものではないのであるから、以前の保安検査で合格となった箇所が今回の保安検査で不合格となるという指摘には事実の誤認がある。</p>
<p>5057004</p>	<p>【消防庁】 引火性液体危険物の定義の見直し</p>	<p>引火性液体危険物について、国際基準と整合化を図り、引火点の上限を93度に引下げ、第3石油類の一部と第4石油類を危険物の定義から外す。製造現場や消費段階での取扱いを含む全ての段階において、世界共通で利用できる「GHS」(化学物質の分類及び表示の世界調和システム)の採用が決定しており、各国並みに見直す。</p>	<p>引火点の上限値(90度、93度、100度)の設定は「引火性物質統一分類基準WG」の検討結果を承認した国連委員会の「危険物分類調和小委員会」の決定事項である。引火性液体危険物の定義については国連と整合化を図り、引火点の上限を引き下げて頂きたい。日本政府委員も審議に参加し、試験方法、試験結果の判定基準の採決に加わっており、日本だけが、国連「危険物分類調和小委員会」の決定事項を遵守しないのはおかしい。</p> <p>本要望に対するこれまでの回答は、「東海地震等の大規模地震における危険性等といった諸外国との地理的条件等との相違を勘案すると、引火点の上限を93度とすることは危険物保安の観点から適当でない」とあるが、日本だけが地震国ではない。阪神淡路大震災(平成7年)では、兵庫県を中心に甚大な被害が発生したが、危険物施設の火災の発生件数はわずか5件、新潟県中越沖地震でも、危険物火災件数は0件であった。大地震の発生危険性を国連規格不採用の理由にするのは根拠に欠ける。</p> <p>また、「高引火点危険物(引火点100度以上)のみを貯蔵し、又は取り扱う施設については、位置、構造、設備に係る技術上の基準の緩和の特例が定められている」との回答もあるが、若干の緩和であり、規制されていることに大きな変化はない。</p> <p>【再意見】 国連加盟国の中で日本政府だけが、国連決定事項である「引火点上限引き下げ」に従わないのは納得できない。日本政府が逆提案した引火点上限撤廃・無制限が否決され、意見が通らなかつたといつて国連の決定事項に従わないのは、先進国のとるべき態度ではない。</p> <p>もし、日本政府として、初めから取るべき結論が決まっていたのであるなら、国連の『危険物分類調和委員会』に出席したのは、反対するためだけであつて、税の無駄使いという結果しか残らなかつたことになる。</p> <p>日本政府は危険物の試験方法、試験結果の判定基準の国連の採択に参加していたにもかかわらず、第3石油類、第4石油類は危険性が低くないとして、国連の試験結果の判定基準と整合が取れない回答は、技術的根拠に欠け、納得できない。</p>	<p>【2007あじさい：一次回答】 引火性液体の引火点の上限については、引火性液体に係る過去の火災事例の分析、実験結果の分析等を踏まえた検討の結果を踏まえ、消防法の改正が行われ、平成14年6月から施行されたものである。</p> <p>法改正の際の検討において、第3石油類・第4石油類の危険性が低いとは言えない状態にあるとされており、諸外国との地理的条件等(東海地震等の大規模地震の発生危険性等)の違いを勘案すると、引火点の上限を93度とすることは危険物保安の観点から適当でない。</p> <p>なお、高引火点危険物(引火点100度以上)のみを貯蔵し、又は取り扱う施設については、位置、構造、設備に係る技術上の基準の特例が定められている。</p> <p>【二次回答】 平成18年において危険物が原因となった火災事故件数は157件であり、そのうち高引火点危険物である第3石油類、第4石油類が原因となった事故が46件であることから勘案すると、これらの危険物の火災発生頻度が非常に低いとはいえない状況であり、引火点の上限を93度とすることは危険物保安の観点から適当でない。</p> <p>なお、前回回答にもあるとおり、高引火点危険物(引火点100度以上)のみを貯蔵し、又は取り扱う施設については、位置、構造、設備に係る技術上の基準の緩和の特例が定められており、低・中引火点の油種と全く同様の規制を行っているものではない。</p> <p>【2007もみじ：一次回答】 引火性液体の引火点の上限については、引火性液体に係る過去の火災事例の分析、実験結果の分析等を踏まえた検討の結果を踏まえ、消防法の改正が行われ、平成14年6月から施行されたものである。</p> <p>法改正の際の検討において、第3石油類・第4石油類の危険性が低いとは言えない状態にあるとされていることから、あじさい月間の要望に対する回答のとおり、諸外国との地理的条件等(東海地震等の大規模地震の発生危険性等)の違いを勘案すると、引火点の上限を93度とすることは危険物保安の観点から適当でない。</p> <p>なお、高引火点危険物(引火点100度以上)のみを貯蔵し、又は取り扱う施設については、位置、構造、設備に係る技術上の基準の特例が定められている。</p> <p>【二次回答】 平成18年中に危険物施設において危険物が原因となった火災事故件数は157件であり、そのうち高引火点危険物である第3石油類及び第4石油類が原因となった事故が46件あることを踏まえると、第3石油類及び第4石油類の火災危険性が低いとは言えない状態にあり、東海地震等の大規模地震における危険性等といった諸外国との地理的条件等との相違を勘案すると、引火点の上限を93度とすることは危険物保安の観点から適当でないことは前回回答で述べたとおりである。</p> <p>また、引火点の上限を下げ第3石油類及び第4石油類を危険物から除外することになれば、これらの石油類の貯蔵・取扱いについて消防法の技術基準の適用がなくなるものであるから、屋外タンク貯蔵所の耐震補強等の義務付けと危険物からの除外は、火災予防上なら因果関係はない。</p> <p>なお、高引火点危険物(引火点100度以上)のみを貯蔵し、又は取り扱う施設については、位置、構造、設備に係る技術上の基準の緩和の特例が定められており、低・中引火点の油種と全く同様の規制を行っているものではないことは、毎回回答しているとおりである。</p>
			<p>【2008あじさい：一次回答】 引火性液体の引火点の上限については、引火性液体に係る過去の火災事例の分析(引火点100度以上引火性液体の火災発生件数は、それ未満のものと比較しても特に低いとは言えない)、実験結果の分析等を踏まえた検討の結果を踏まえ、消防法の改正が行われ、平成14年6月から施行されたものである。</p> <p>法改正の際の検討においても、第3石油類・第4石油類の危険性が低いとは言えない状態にあるとされており、諸外国との地理的条件等(東海地震等の大規模地震の発生時の延焼拡大危険性等)の違いを勘案すると、引火点の上限を93度とすることは危険物保安の観点から適当でない。</p> <p>なお、高引火点危険物(引火点100度以上)のみを貯蔵し、又は取り扱う施設については、位置、構造、設備に係る技術上の基準の緩和の特例が定められている。</p> <p>【二次回答】 平成19年において、第4類の危険物が原因となった火災は91件であり、そのうち高引火点危険物である第3石油類と第4石油類が原因となった火災は29件であることを勘案すると、これらの危険物の火災発生頻度が非常に低いとはいえず、引火点の上限を93度とすることは危険物保安の観点から適当でない。</p> <p>なお、国連の「危険物分類調和委員会」では、化学物質を譲渡し、又は提供する際に提供等を受ける側に危険性又は有害性の情報を確実に伝達することを目的に、化学物質の分類及び表示について警告しているものであり、当該分類から外れるものに対し、保安規制を行うことを禁じるよう求めているものではないと理解している。</p>	

2008あじさい石連要望、各省回答および再意見

5057005	【消防庁】 保安法令の適用方法について  (消防法と高圧ガス保安法の関係、消防法と労働安全衛生法の関係)	個々の機器についての法令の適用は、設計条件、製造工程、運転条件から判断し、一の法令で許可申請を行えることを確認したい。	<p>平成12年の11月の「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会 最終報告」では、「各法の適用対象範囲の一層の明確化、地方機関への徹底」として、「実際の運用において、規制法令の適用について重複・競合が問題となっている機器、あるいは問題となった機器等があれば、当該機器等に係る適用法令を整理する。また、全国的に運用の整合化を図る必要がある場合には、通知で解釈事例を示すこと等により、解釈の明確化、周知徹底を図る。」とある。</p> <p>現在まで、全国的に運用の整合化を図るための解釈事例の通知は、「労働安全衛生法と高圧ガス保安法の関係」以外発信されていない。</p> <p>また、消防庁は法令重複適用排除の措置として、通知「危険物規制事務に関する執務資料の送付について(平成19年3月29日 消防危第68号)」を发出し、一圧容器と重複する完成検査については刻印を目視で確認してよとしたが、この措置は既に20年前、通知「保安四法共管競合事項等の改善措置等について(平成元年8月31日 消防危第81号)」によって示された内容と同じ、かつ、消防法と労働安全衛生法の完成検査の重複調整を図っただけで、「一の法令で許可申請を行えること」とは次元が異なる。</p> <p>【再意見】 要望は、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・簡素化促進に関する実務者検討委員会」の報告にあるとおり、「重複、競合が問題となっている機器については、当該機器に対する適用法令を整理する」ということを早急に実行に移していただきたいというものである。 実務者検討委員会報告書は、各省の課長補佐が2年間にわたって審議した結論であり、当然ながら、今回の回答内容をも踏まえてのものであることを理解され、その重みを十分考慮していただきたい。</p> <p>なお、これまでの回答によれば、「再度各省庁において、石油精製事業者を交えて検討し、さらなる合理化、簡素化について結論を得る」とあるが、未だに実行されていない。本件に対応したとして平成19年3月に出された、第一種圧力容器の刻印確認で消防完成検査を簡素化するという消防危第68号通知(内容的に、20年前の通知の名前を変えた単なる再出)は、意図的に問題の本質をすり替えたと思なされかねないものであった。</p>	<p>【2007あじさい:「保安法令の重複適用の排除」への一次回答】 保安四法については、各法令の目的により保安を確保するための規制が設けられており、消防法の規制の目的は、危険物の貯蔵・取扱いに伴う安全を確保することである。 なお、消防法と高圧ガス保安法の関係については、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)に基づき、平成19年度において、再度各省庁において、石油精製事業者を交えて検討し、更なる合理化・簡素化について結論を得るとともに、それについて周知徹底を図ることとしているところである。</p> <p>【二次回答】 保安四法における申請書類の共通化や検討結果の相互活用等の合理化・整合化を図るため、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に係る実務者検討委員会」における検討結果を踏まえ様々な措置を講じているところである。今後も、関係省庁において石油精製事業者を交えた更なる合理化・簡素化の必要について検討を行い、他の法令の基準によっても危険物施設について同等以上の安全性が確保されるときは、整合化を図っていくこととしている。 なお、消防法と高圧ガス保安法の関係については、3か年計画のとおり平成19年度において石油精製事業者を交えて検討し、更なる合理化・簡素化について結論を得るとともに周知徹底をはかることとしている。</p> <p>【2007もみじ:「保安法令の重複適用の排除」への一次回答】 保安四法については、各法令の目的により保安を確保するための規制が設けられており、消防法の規制の目的は、危険物の貯蔵・取扱いに伴う安全を確保することである。 なお、消防法と高圧ガス保安法の関係については、あじさい月間の要望に対する回答のとおり、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)に基づき、平成19年度において、再度各省庁において、石油精製事業者を交えて検討し、更なる合理化・簡素化について結論を得るとともに、それについて周知徹底を図ることとしているところである。</p> <p>【二次回答】 これまでのあじさい月間の回答及び前回答のとおり、消防法と高圧ガス保安法の関係については、3か年計画にあるとおり、平成19年度において石油精製事業者を交えて検討し、更なる合理化・簡素化について結論を得るとともに周知徹底をはかることとしている。</p> <p>【2008あじさい:一次回答】 保安四法については、各法令の目的に沿って、保安確保のため種々の規制が設けられており、消防法の規制の目的は、危険物の貯蔵・取扱いに伴う安全を確保することである。各法令は対象となる施設等について、各法令の目的に合わせた基準を定め、一定の安全性が担保される場合に、許認可等を行っており、一の法令で全ての許可申請を行うことは、かえって各法令が担保している施設等の安全性を損なう危険性があり、容認できない。</p> <p>【二次回答】 保安四法については、各法令の目的に沿って、保安確保のため種々の規制が設けられており、消防法の規制の目的は、危険物の貯蔵・取扱いに伴う安全を確保することである。各法令は対象となる施設等について、各法令の目的に合わせた基準を定め、一定の安全性が担保される場合に、許認可等を行っており、一の法令で全ての許可申請を行うことは、かえって各法令が担保している施設等の安全性を損なう危険性があり、容認できない。 なお、平成12年の「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」の報告を受けて、平成13年3月29日付け消防危第39号「申請・届出書類の合理化について」により、申請・届出書類の共通化等の合理化に係る具体的な取扱いについて通知を行うなど、適切な措置を行っている。</p>
5057006	【経産省】 各種基準／構造のグローバルスタンダード化の推進(高圧ガス保安法)	最新のJISを例示基準として省令等で引用する。	<p>技術基準を法令で定める仕方は、例えば高圧ガス設備の場合でも、タイムラグが2年も発生している(ASME Section VIII Div1の安全率が4から3.5に引き下げられたのが1999年、一方、高圧ガス保安法関係省令が改正されたのが2001年)。この2年間、日本だけが世界から取り残され、高コストの旧基準で高圧ガス設備を設計、施工せざるを得なかった。</p> <p>グローバル経済社会では時間が勝敗を決する。国際基準の審議については、日本政府も海外の基準の策定・改訂時に審議に参加してほしい。海外基準の策定時に政府側が参加も発言もしないで、事後になって日本独自の安全性を持ち出し、海外基準は危険と判定するやり方は、国際的に見て全く中立性、公正性、透明性に欠ける審議の進め方である。海外で多くの年月をかけて諸外国のメンバーが審議し、既に全世界で多く使用されている規格を、日本だけがその安全性を理由に改めて審議するのは、日本政府の権限と勘違いしているためで、産業活動の弊害、新技術導入の障害以外の何ものも生んでいない。</p> <p>【再意見】 回答では、JISを改正しても、法改正するためには、安全性の観点から必要な検証でタイムラグを生ずるとしている。このことは、強制法規の前にはJISの存在価値はないということを示唆していると思われ、使用して違反になるようなJISは廃止すべきと考えているのでしょうか。確かに、欧米には日本のような2重規格はないが、この辺についての見解を伺いたい。 法令で認めるまでタイムラグを生じる日本の仕組みそのものが、構造的に産業活動の阻害要因となり、問題になっている。安全率が4から3.5になるまでの2年間は、日本だけが世界から取り残され、高コストの旧基準を使用して高圧ガス設備の設計を行い、施工も基礎工事を含めて大工事にならざるを得なかった。これらのタイムラグによるコストアップは、国民が負担している。 ASME等の国際基準は、多くの国々から専門家が参加して策定されたものであり、規格の見直しについても、最新技術情報を取り入れながら継続的にメンテナンスがなされている。初めから100%安全・完全な規格はない。 したがって、国際基準および国際基準を反映しているJISについては、諸外国同様、日本もタイムラグなしで活用を認めるべきである。</p>	<p>【2007あじさい:一次回答】 高圧ガス保安法令においては、既にJISを省令や例示基準に引用しております。なお、JISが改正された際の法令への反映は随時行っておりますが、安全性の観点から必要な検証を行うための時間がかかることはご理解ください。 また、引用JISの数が多いことから、事業者側で特定のJISについて早期反映の要望があれば、具体的に該当するJISと法令上の該当部分を特定して保安課担当までご連絡ください。</p> <p>【二次回答】 従来から、高圧ガス保安法関係のJIS原案作成委員会には、民間団体等からの要請を踏まえ、必要に応じて保安課から担当官が参加し、産業保安行政の立場から見た所要の助言を行っているところです。したがって、保安課からの参加が必要ない委員会がありましたら、随時ご案内下さい。ただし、参加の必要性、人的資源の制約等から、全てのご要請に応じることができない場合もあり得ることをご了承下さい。</p> <p>【2007もみじ:一次回答】 高圧ガス保安法においては、既にJISを省令及び例示基準に多数引用している。なお、JISが改正された際の法令等への反映は不断に行っているものの、高圧ガスに係る安全性の観点から必要な検証を行うためには、相応の時間が必要であることはご理解願いたい。また、JISは多数存在することから、事業者側で特定のJISについて、早期反映のご要望があれば、具体的に該当するJISと法令等の該当部分を特定して、個別に保安課担当までご相談願いたい。</p> <p>【二次回答】 ASME等の海外基準の改定に関する情報収集は、随時行っているところであり、海外基準を国内法令に取り込むに当たっては、安全性の観点から必要な検証を行うため、相応の時間が必要なのは、ご理解いただきたい。なお、安全率3.5の高圧ガス保安法への取り込みは、ご承知のとおりJISへの取り込みより先んじて実施しており、さらに、安全率2.4の取り込みに関しては、現在、取り込むに当たった規定項目等の検討を行っているところである。</p> <p>【2008あじさい:一次回答】 高圧ガス保安法においては、既にJISを省令及び例示基準に多数引用している。なお、JISが改正された際の法令等への反映は不断に行っているものの、高圧ガスに係る安全性の観点から必要な検証を行うためには相応の時間が必要であることは、ご理解願いたい。また、JISは多数存在することから、事業者側で特定のJISについて、早期反映のご要望があれば、具体的に該当するJISと法令等の該当部分を特定して、個別に保安課担当までご相談願いたい。</p> <p>【二次回答】 JISは標準化のための基準であり、高圧ガスの利用に伴う安全性の確保に限定したものは限らないことから、様々な種類の高圧ガスの特性及び圧力による安全性の観点から必要な検討を行う必要がある。 なお、安全率3.5については、JIS制定(2008年制定)より先にASMEの改訂を受け、高圧ガス保安法の基準として採用(2003年制定)している。</p>
5057007	【経産省】 保安法令の適用方法について  (高圧ガス保安法と消防法の関係)	個々の機器についての法令の適用は、設計条件、製造工程、運転条件から判断し、一の法令で許可申請を行えることを確認したい。	<p>平成12年の11月の「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会 最終報告」では、「各法の適用対象範囲の一層の明確化、地方機関への徹底」として、「実際の運用において、規制法令の適用について重複・競合が問題となっている機器、あるいは問題となった機器等があれば、当該機器等に係る適用法令を整理する。また、全国的に運用の整合化を図る必要がある場合には、通知で解釈事例を示すこと等により、解釈の明確化、周知徹底を図る。」とある。</p> <p>現在まで、全国的に運用の整合化を図るための解釈事例の通知は、「労働安全衛生法と高圧ガス保安法の関係」以外発信されていない。</p> <p>【再意見】 要望は、回答にある手続きの簡素化ではない。 要望は、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・簡素化促進に関する実務者検討委員会」の報告にあるとおり、「重複、競合が問題となっている機器については、当該機器に対する適用法令を整理する」ということを早急に実行に移していただきたいというものである。 実務者検討委員会報告書は、各省の課長補佐が2年間にわたって審議した結論であり、当然ながら、今回の回答内容をも踏まえてのものであることを理解され、その重みを十分考慮していただきたい。 なお、これまでの回答によれば、「本件要望主体と連携のうえ、検討を進める」とあるが、未だに実行されていない。</p>	<p>【2007あじさい:「保安法令の重複適用の排除」への一次回答】 保安法令の重複適用については、昨年度の要望を踏まえ、本件要望主体と連携のうえ、検討を進めることとしているところである。 現時点においては、要望主体において検討に必要な実態調査をしている段階とのことから、要望主体からの具体的な提案があった段階で検討を行って参りたいと考えます。</p> <p>【二次回答】 要望主体からの提案を受けて、検討いたします。</p> <p>【2007もみじ:「保安法令の重複適用の排除」への一次回答】 保安法令の重複適用については、先回の要望を踏まえ、本件要望主体と連携して、検討を進めることとしている。 現時点においては、要望主体において検討に必要な実態調査をしている段階とのことであり、要望主体からの具体的な提案があった時点で、検討を進めていきたい。</p> <p>【二次回答】 実態説明を受ける用意があるので、当方の担当者に連絡されたい。</p> <p>【2008あじさい:一次回答】 保安規制に関する四法は、各法律の目的が異なっており、これらに基づく機器の設計基準、検査等についても、それぞれの目的に応じ異なる部分があり、一の法令で許可申請を行うことは容認できない。しかしながら各検査に係る項目については、必要最小限にしており、また、御指摘の「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化推進に関する実務者検討会」の最終報告を踏まえ、出来るだけ申請・届出書類の合理化や検査、報告における手続きの簡素化を行っている。高圧ガス保安法関係では、上記最終報告を踏まえて関係部署に機器リスト、プロセスシートの共通様式を周知する等の手続きの簡素化を図っている。</p> <p>【二次回答】 保安規制に関する四法は、各法律の目的が異なっており、機器の設計基準、検査等について、それぞれの法律の目的に合わせた技術基準が設定されているため、一つの法令で四法全体の許可申請を行うことは、各法令で担っている安全性を担保できないため、容認できない。また、御指摘の「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化推進に関する実務者検討会」の最終報告やこれまでの回答内容を受け、出来るだけ申請・届出書類の合理化や検査、報告における手続きの簡素化を行い通知する、提案主体者と協議し提案主体者から個別具体的な要望内容の提出を要請し了解を得るなど適切な措置を行っている。</p>

2008あじさい石連要望、各省回答および再意見

<p>5057008</p>	<p>【厚労省】 防爆電気機器器具 検定制度の最近の 社会情勢に合わせた 規制緩和</p>	<p>防爆電気機器検定において、指定外国検査機関制度を利用する検定申請の場合は、指定外国検査機関が発行する検定合格証の写の提出のみで良しとする。</p> <p>更に国際電気標準会議(IEC)が提唱する「適合性評価評議会(CAB)」の「IEC防爆電気機器規格適合試験制度(IECEX Scheme)」が認める試験機関(ExTL)が試験を行い、認証機関(ExCB)が認証したIEC規格に適合する防爆電気機器は、その制度の趣旨に従い我国で改めて認証を受けることなく、その使用を認めることとする。</p>	<p>【2007あじさい：一次回答】 指定外国検査機関制度は、防爆電気機器を輸入した者が型式検定を受ける場合、指定外国検査機関が作成した試験データ等を登録検定機関に提出することができる制度であり、指定外国検査機関が検定合否を判定することまで行う制度ではない。一方、登録検定機関は、提出された試験データ等を審査し、構造規格に合致していること等を確認した上で、検定合否判定を行う責任と権限を持つ機関である。このため、登録検定機関には指定外国検査機関よりも高い信頼性が求められる。しかしながら、外国に所在している検査機関に対しては、不正の是正が困難である等、日本政府として労働安全衛生法に定める登録検定機関と同等の信頼性を担保することは困難である。このため、指定外国検査機関の発行する書面をもって国内検定合格として取り扱うことはできない。</p> <p>相互認証については、現段階で防爆電気機械器具に関して他国から相互認証の申し入れはない。</p> <p>【二次回答】 前回の回答のとおり、指定外国検査機関の発行する書面をもって国内検定合格として取り扱うことはできず、また、現段階で防爆電気機械器具に関して他国から相互認証の申し入れはなく、現在の検定方法を変更することはできない。</p> <p>なお、検定に必要な図面等については法令上明確にされており、それに基づき処理を行っているものである。</p> <p>【2007もみじ：一次回答】 指定外国検査機関制度は、防爆電気機器を輸入した者が型式検定を受ける場合、指定外国検査機関が作成した試験データ等を登録検定機関に提出することができる制度であり、指定外国検査機関が検定合否を判定することまで行う制度ではない。一方、登録検定機関は、提出された試験データ等を審査し、構造規格に合致していること等を確認した上で、検定合否判定を行う責任と権限を持つ機関である。このため、登録検定機関には指定外国検査機関よりも高い信頼性が求められる。しかしながら、外国に所在している検査機関に対しては、不正の是正が困難である等、日本政府として労働安全衛生法に定める登録検定機関と同等の信頼性を担保することは困難である。このため、指定外国検査機関の発行する書面をもって国内検定合格として取り扱うことはできない。</p> <p>IEC Exスキームは、各国の標準化団体を会員とする民間組織であるIECによる制度であって、その合格証の受け入れを各国政府規制当局に強制するものではない。またIECは、不良な認証について責任を負わないとしている。このため、外国に所在しているスキーム認証機関に対しては、不正の是正が困難である等、日本政府として労働安全衛生法に定める登録検定機関と同等の信頼性を担保することは困難であり、スキーム認証機関の発行する書面をもって国内検定合格として取り扱うことはできない。</p> <p>【二次回答】 労働安全衛生法でいう指定外国検査機関は、政府間の相互認証制度に基づくものではない。また、IEC EXスキームは、認証に関する責任を負わない非政府組織であるIECによる制度であって、政府間の相互認証制度ではない。なお、現段階で防爆電気機械器具に関して他国政府から相互認証の申し入れはない。</p> <p>前回の回答のとおり、労働安全衛生法に基づく登録を受けず、同法に基づく権限を行使できないIECEXによる認証機関又は外国に所在する検査機関に、日本政府として労働安全衛生法に定める登録を受けた検定機関と同等の信頼性を担保することは困難であり、現在の検定方法を変更することはできない。</p> <p>【2008あじさい：一次回答】 指定外国検査機関制度は、防爆電気機器を輸入した者が型式検定を受ける場合、指定外国検査機関が作成した試験データ等を登録検定機関に提出することができる制度であり、指定外国検査機関が検定合否を判定することまで行う制度ではない。一方、登録検定機関は、提出された試験データ等を審査し、構造規格に合致していること等を確認した上で、検定合否判定を行う責任と権限を持つ機関である。このため、登録検定機関には指定外国検査機関よりも高い信頼性が求められる。しかしながら、外国に所在している検査機関に対しては、不正の是正が困難である等、日本政府として労働安全衛生法に定める登録検定機関と同等の信頼性を担保することは困難である。このため、指定外国検査機関の発行する書面をもって国内検定合格として取り扱うことはできない。</p> <p>IEC Exスキームは、各国の標準化団体を会員とする民間組織であるIECによる制度であって、その合格証の受け入れを各国政府規制当局に強制するものではない。またIECは、不良な認証について責任を負わないとしている。このため、外国に所在しているスキーム認証機関に対しては、不正の是正が困難である等、日本政府として労働安全衛生法に定める登録検定機関と同等の信頼性を担保することは困難であり、スキーム認証機関の発行する書面をもって国内検定合格として取り扱うことはできない。</p> <p>【二次回答】 IECEXスキームは、各国の標準化団体を会員とする民間組織であるIECによる制度であって、その合格証の受け入れを各国政府規制当局に強制するものではない。またIECは、不良な認証について責任を負わないとしている。このため、外国に所在しているスキーム認証機関に対しては、不正の是正が困難である等、日本政府として労働安全衛生法に定める登録検定機関と同等の信頼性を担保することは困難であり、スキーム認証機関の発行する書面をもって国内検定合格として取り扱うことはできない。</p> <p>なお、安全性確保のため、試験データ等を詳細に審査し、構造規格に合致していること等を確認し、責任をもって検定合否を判定する必要があり、1週間で審査を終了させることは困難であると考えている。</p>
<p>5057009</p>	<p>【厚労省】 認定取消基準の見直し</p>	<p>認定取消期間について、現行の3年間から、事故の程度、事故原因に応じて2年間、1年間とする。</p> <p>認定取消要件にある「社会的影響が大きいと認められる災害事故を起こしたとき」について、定性的な説明はあるものの、影響の大きさが定量的に示されておらず、社会的影響が非常に小規模でも取消とされる場合があり、全国的な統一性に欠けるため、もう少し具体的に表現する。</p>	<p>【2007あじさい：一次回答】 ボイラー等の連続運転認定制度については、ボイラー等の管理が優良な事業場について、ボイラー等の連続運転を認めるものであり、事業場全体の安全管理等に不備があった場合等には原則として事業場全体の取消としているが、事案によっては現行制度においても事業場全体ではなく、一部のボイラー等について取り消す運用を行っているところである。</p> <p>また、連続運転の認定は安全管理が良好な事業場に対して行っているものであり、認定取消を受けた事業場が再度認定を受けるためには、良好な安全管理が継続していることを確認する必要があることから3年経過することを求めているものである。</p> <p>【二次回答】 現行の認定基準(平成14年3月29日付け基発第0329018号)の記のⅡの第1の7及び記のⅡの第2の7において「所轄労働基準監督署長は、認定に係るボイラー等を設置している事業場について次に掲げる事由のいずれかに該当するに至った場合は、当該事業場のすべてのボイラー等の認定を取り消すことができる。」としているところであり、必ずすべてのボイラー等の認定を取り消すこととしていない。これに基づき、事案によっては一部のボイラー等について取り消す運用を行っており、現に一部のボイラー等について取り消された事案もあるところである。</p> <p>【2007もみじ：一次回答】 ボイラー等の連続運転制度については、ボイラー等の管理が優良な事業場について、ボイラー等の連続運転を認めるものであり、事業場全体の安全管理等に不備があった場合等には原則として事業場全体の取消としているが、事案によっては現行制度においても事業場全体ではなく、一部のボイラー等について取り消す運用を行っているところである。</p> <p>また、連続運転の認定は安全管理が良好な事業場に対して行っているものであり、事業場全体の安全管理等の不備により認定取消を受けた事業場が再度認定を受けるためには、良好な安全管理が継続していることを確認する必要があることから3年経過することを求めているものである。</p> <p>【二次回答】 事業場全体の安全管理等の不備については、その程度が重大なものを、ボイラー等の連続運転制度の認定取消事由としているところである。事業場全体の安全管理等の不備を原因として認定取消を受けた事業場が再度認定を受けるためには、良好な安全管理が行われるようになり、それが継続していることを確認する必要があることから、3年経過することを求める必要がある。</p> <p>【2008あじさい：一次回答】 ボイラー等の開放検査周期認定要領においては、社会的影響が大きいと認められる災害事故として、「爆発、火災、破裂、有害物等の大量漏えい等」という具体的な例示を掲げるとともに、影響の大きさについて「付近住民、事業場等に被害を与えた、住民避難勧告を伴った、著しい環境汚染が生じた等」という具体的な基準を示しているところである。</p> <p>開放検査周期の認定は安全管理が良好な事業場に対して行っているものであり、事業場全体の安全管理等の不備により認定取消を受けた事業場が再度認定を受けるためには、良好な安全管理が継続していることを確認する必要があることから3年経過することを求めているものである。</p> <p>ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度については、安全管理が優良な事業場について、ボイラー等の開放検査周期を認定するものであり、事業場の安全管理等に不備があった場合等には、例えば災害事故がボイラー等であるか否かを問わず、原則として事業場全体の取消としている。すなわち、ボイラー等に関係した事故により一部取消となる場合は、当該事故の発生が技術的に予見困難など事業場の安全管理等の不備がない場合に限定される。</p> <p>【二次回答】 ボイラー等の開放検査周期の認定は安全管理が良好な事業場に対して行っているものであり、事業場全体の安全管理等の不備を原因として認定取消を受けた事業場が再度認定を受けるためには、良好な安全管理が行われるようになり、それが継続していることを確認する必要があることから3年経過することを求める必要がある。</p>

2008あじさい石連要望、各省回答および再意見

5057010	【厚労省】 各種基準／構造のグローバルスタンダード化の推進（労働安全衛生法）	最新のJISを例示基準として省令等で引用する。	<p>技術基準を法令で定める仕方は、例えばボイラー—圧容器の場合でも、タイムラグが5年も発生している（ASME Section VIII Div1の安全率が4から3.5に引き下げられたのが1999年、一方、ボイラー—圧構造規格が改正されたのが2004年）。この5年間、日本だけが世界から取り残され、高コストの旧基準でボイラー—圧容器を設計せざるを得なかった。</p> <p>グローバル経済社会では時間が勝敗を決する。国際基準の審議については、日本政府も海外の基準の策定・改訂時に審議に参加してほしい。海外基準の策定時に政府側が参加も発言もしないで、海外で多くの年月をかけて諸外国のメンバーが審議し、既に全世界で多く使用されている規格を、事後になって日本だけが安全性を理由に改めて審議するのは、日本政府の権限と勘違いしているため、産業活動の弊害、新技術導入の障害以外の何もも生んでいない。</p> <p>【再意見】 法令で認められるまで最新技術情報が活用できずにタイムラグが生じる日本の仕組みは、産業活動の阻害要因になり、問題となっている。安全率が4から3.5になるまでの5年間は、日本だけが世界から取り残され、高コストの旧基準を使用してボイラー—圧容器の設計施工をせざるを得なかった。これらのタイムラグによるコストアップは、国民が負担している。</p> <p>ASME等の国際基準は、多くの国々から専門家が参加して策定したものであり、見直しについても最新技術情報を取り入れ、継続的にメンテナンスがなされている。初めから100%安全・完全な規格はない。</p> <p>したがって、国際基準および国際基準を反映しているJISについては、諸外国同様、日本もタイムラグなしで活用を認めるべきである。</p> <p>回答にあるこれまで行った措置の内容は分かるが、この回答をもって、今後はタイムラグが発生しない措置であるとは理解できないため、そこを明確に回答いただきたい。</p>	<p>【2007あじさい：一次回答】 ボイラー構造規格、圧力容器構造規格については、平成15年に性能規定とする改正を行ったところであり、その具体的な例示基準としてJISも参照することが可能となっており、既に対応済である。</p> <p>【二次回答】 ボイラー、圧力容器の構造規格は、性能規定化しており、例示基準としてJIS B8265を含め最新のJISを参照することが可能となっている。</p> <p>また、JIS B8267は未制定であり現段階で参照することはできないが、安全率に関しては、ASME規格において安全率3.5の規格が示されたことを踏まえ、平成16年3月30日付け基発第033003号により、安全率3.5の圧力容器の製作について、圧力容器構造規格の適用が可能となる要件を明確にしているところである。</p> <p>【2007もみじ：一次回答】 ボイラー、圧力容器の構造規格については、平成15年に性能規定とする改正を行ったところであり、その具体的な例示基準として最新のJISを参照することが可能となっている。</p> <p>なお、JIS B8267は未制定であり現段階で参照することはできないが、JIS B8267の制定の契機となったASME規格において安全率3.5の規格が示されたことを踏まえ、平成16年3月30日付け基発第0330003号により、安全率3.5の圧力容器の製作について、圧力容器構造規格の適用が可能となる要件を明確にしているところである。</p> <p>【二次回答】 ボイラー、圧力容器の構造規格については、平成15年に性能規定とする改正を行ったところであり、その具体的な例示基準として最新のJISを参照することが可能となっている。</p> <p>なお、安全率3.5の圧力容器の製作については、JIS B8267は未制定であり現段階で参照することはできないが、平成16年3月30日付け基発第0330003号により、圧力容器構造規格の適用が可能となる要件を明確にするなど必要に応じて適切に対応しているところである。</p> <p>【2008あじさい：一次回答】 ボイラー、圧力容器の構造規格については、平成15年に性能規定とする改正を行ったところであり、その具体的な例示基準として最新のJISを参照することが可能となっている。</p> <p>なお、ASME規格において安全率3.5の規格が示されたことを踏まえ、安全率3.5の圧力容器のJIS規格（JIS B8267）の制定（平成20年）に先駆けて、平成16年3月30日付け基発第0330003号により、安全率3.5の圧力容器の製作について、圧力容器構造規格の適用が可能となる要件を明確にするなど国際的な規格との整合を図ったところである。</p> <p>【二次回答】 ボイラー、圧力容器の構造規格については、平成15年に性能規定とする改正を行ったところであり、その具体的な例示基準として最新のJISを参照することが可能となっている。</p> <p>なお、国際規格に基づき製造された第一種圧力容器であって、当該容器の材料、構造、工作等から判断して圧力容器構造規格の規定に適合する第一種圧力容器と同等以上の安全性を有すると認められるものについては、当該国際規格を反映しているJISが制定されていなくても、圧力容器構造規格第70条の規定により、当該容器の製造、使用が可能となっているところである。</p>
5057011	【厚労省】 保安法令の適用方法について (労働安全衛生法と消防法の関係)	個々の機器についての法令の適用は、設計条件、製造工程、運転条件から判断し、一の法令で許可申請を行えることを確認したい。	<p>平成12年の11月の「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会 最終報告」では、「各法の適用対象範囲の一層の明確化、地方機関への徹底」として、「実際の運用において、規制法令の適用について重複・競合が問題となっている機器、あるいは問題となった機器等があれば、当該機器等に係る適用法令を整理する。また、全国的に運用の整合化を図る必要がある場合には、通知で解釈事例を示すこと等により、解釈の明確化、周知徹底を図る。」とある。</p> <p>現在まで、全国的に運用の整合化を図るための解釈事例の通知は、「労働安全衛生法と高圧ガス保安法の関係」以外発信されていない。</p> <p>また、厚生労働省は法令重複適用排除の措置として、通知「構造検査に合格した危険物を取り扱う第一種圧力容器等に対する消防法に基づく完成検査の合理化について（平成19年3月29日）」を发出したが、この措置は既に20年前、通知「保安四法共管競争事項等の改善措置等について（平成元年8月31日 消防危第81号）」によって示された内容と同じ、かつ、労働安全衛生法と消防法の完成検査の重複調整を図っただけで、「一の法令で許可申請を行えること」とは次元が異なる。</p> <p>【再意見】 要望は、回答にある手続きの簡素化ではない。</p> <p>要望は、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・簡素化促進に関する実務者検討委員会」の報告にあるとおり、「重複、競合が問題となっている機器については、当該機器に対する適用法令を整理する」ということを早急に実行に移していただきたいというものである。</p> <p>実務者検討委員会報告書は、各省の課長補佐が2年間にわたって審議した結論であり、その重みを十分考慮していただきたい。</p>	<p>【2007あじさい：「保安法令の重複適用の排除」への一次回答】 高圧ガス保安法の適用を受ける圧力容器については、ボイラー及び圧力容器安全規則第125条により、労働安全衛生法による検査等の適用を除外しているところである。</p> <p>また、消防法の適用を受ける設備とは、重複して検査を受けることがないように調整が図られているところである。</p> <p>さらに、平成19年3月29日付け消防危第68号により、熱交換器が消防法上の危険物を取り扱う設備に該当する場合、これに対する消防法に基づく許可及び完成検査における基準の適合の確認については、許可にあつては当該熱交換器が第一種圧力容器であることを確認する方法で、また、完成検査にあつてはボイラー及び圧力容器安全規則に基づく刻印が押されていることを目視等で確認する方法によることとされており、当該熱交換器に係る審査、検査は省略されているものである。</p> <p>① 労働安全衛生法においては、第88条により、ボイラー、圧力容器等を設置する場合に、その計画の届出を行うこととしており、許認可制とはしていない。</p> <p>②③ 技術基準としてのボイラー構造規格、圧力容器構造規格については、平成15年に性能規定とする改正を行ったところであり、その具体的な例示基準として、国際規格との整合が図られたJIS等も参照することが可能となっており、既に対応済である。</p> <p>【2007もみじ：「保安法令の重複適用の排除」への一次回答】 各法令は、その目的等に照らして必要な規制等を行っているところであり、一の機器等に複数の法令が適用されることはやむをえない。とはいえ、法令間での競合事項等は整理することも必要であることから、これまで関係省庁間で対応してきたところである。</p> <p>労働安全衛生法による検査においては、ボイラー、第一種圧力容器の構造等について消防法における検査では検査されない項目についても必要な安全性の確認を行っていることから、消防法の完成検査に合格したことをもって労働安全衛生法の検査を省略することはできない。</p> <p>しかし、平成19年3月29日付け消防危第68号により、労働安全衛生法の検査に合格した熱交換器が消防法の許可、完成検査を受ける場合には、ボイラー及び圧力容器安全規則による第一種圧力容器であることを明細書、刻印により確認する方法でよいとされており、当該熱交換器に対する消防法の検査等は省略されているものである。このため、事例に取り上げられている熱交換器については、既に調整が図られているところである。</p> <p>また、昭和61年12月26日付け基安発第43号「保安四法関係許認可事務合理化連絡会議における「保安四法共管競争事項等改善措置」事項の実施について」により、ボイラー、圧力容器の落成検査においては、消防法による完成検査の結果を確認することとしており、それぞれの検査実施項目を必要最小限としているところである。</p> <p>【二次回答】 各法令は、その目的等に照らして必要な規制等を行っているところであり、一の機器に複数の法令が適用されることはやむを得ない。とはいえ、法令間での競合事項等は整理することも必要であることから、これまで関係省庁で対応し、それぞれの検査実施項目を必要最小限としているところである。</p> <p>また、提出資料についても必要最小限としているところであり、昭和61年12月26日付け基安発第43号「保安四法関係許認可事務合理化連絡会議における「保安四法共管競争事項等改善措置」事項の実施について」により、事業場の希望に応じて、関係省庁に対する届出・審査を一度にまとめて行うことができることとしているところである。</p> <p>【2008あじさい：一次回答】 各法令は、その目的等に照らして必要な規制等を行っているところであり、一の機器等に複数の法令が適用されることはやむを得ない。とはいえ、法令間での競合事項等は整理することも必要であることから、これまで関係省庁間で対応してきたところである。</p> <p>労働安全衛生法による検査においては、ボイラー、第一種圧力容器の構造等について消防法における検査では検査されない項目についても必要な安全性の確認を行っていることから、消防法の完成検査に合格したことをもって労働安全衛生法の検査を省略することはできない。</p> <p>しかし、平成19年3月29日付け消防危第68号により、労働安全衛生法の検査に合格した熱交換器が消防法の許可、完成検査を受ける場合には、ボイラー及び圧力容器安全規則による第一種圧力容器であることを明細書、刻印により確認する方法でよいとされており、当該熱交換器に対する消防法の検査は省略されているものである。</p> <p>また、昭和61年12月26日付け基安発第43号「保安四法関係許認可事務合理化連絡会議における「保安四法共管競争事項等改善措置」事項の実施について」により、ボイラー、圧力容器の落成検査においては、消防法による完成検査の結果を確認することとしており、それぞれの検査実施項目を必要最小限としているところである。</p> <p>なお、厚生労働省としては「再度関係省庁において、石油精製事業者を交えて、更なる合理化・簡素化の必要性について検討を行う」という旨の回答は行っていない。</p> <p>【二次回答】 各法令は、その目的等に照らして必要な規制等を行っているところであり、一の機器等に複数の法令が適用されることはやむを得ない。とはいえ、法令間での競合事項等は整理することも必要であることから、これまで関係省庁間で対応してきたところである。</p> <p>また、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・簡素化促進に関する実務者検討委員会」は、現行の法体系を前提として、保安四法の合理化、整合化という観点から検討を行ったものであり、報告にある「実際の運用において、規制法令の適用について重複・競合が問題となっている機器、あるいは問題となった機器等があれば、当該機器等に係る適用法令を整理する。」を踏まえ、前回の回答のとおり、他法令の検査結果の活用により検査実施項目を必要最小限とする措置を講じてきたところである。</p>

2008あじさい石連要望、各省回答および再意見

5047062	1-S型 泡放射砲 のリング 火災への 適用	1セツ目から 高所放水車 に代えて1-S 型泡放射砲を 配備すること を認めるべき である。	<p>リング火災に際して、高所放水車で地上22m程度の箇所から幅1mに満たないフォームダム内の火点に対して放射しても、消化液が雲散してしまい、効果的でないのが実情である。これに対して、1-S型泡放射砲はタンクのトップアングルからフォームダムの火点に対してピンポイントで放射するものであり、全周リング火災の場合で2~3分で消火できる。実際の火災においても、大型高所放水車を用いた消火では数時間かけても部分的にしか消火できず、結局タンクのトップアングルから消火・鎮火した事例が複数存在する。また、1-S型泡放射砲は固定屋根消火設備、フォームワンダーによる消火を行った上で活用するため、防災要員の安全性も確保されている。なお、昨年の省庁回答に「1-S型泡放射砲は地上から放射するためその正確性が劣る」との指摘があったが、上記の通り、1-S型泡放射砲はタンクのトップアングルから放射するものであり、事実誤認と思われる。</p> <p>【再意見】 ①回答に「三点セットの場合は、高所から放水するため、火点に対して正確に放射することが比較的容易であるが、I-S砲は地上から放射するため、その正確性が三点セットに比べ劣る」とある。しかし、三点セットは22m以上の高所からの放射であるため消化液が霧散してしまうのに対し、I-S砲の場合、トップアングルから火点へのピンポイント放射が可能であり、全周リング火災の場合でも2-3分で消火できる。 ②回答に「I-S泡放射砲によりタンク上部から泡放射するには、出火から泡放射までかなりの時間を要することが予想されるため、有効な初期消火が行えるとは言い難い」とある。しかし、I-S型泡放射砲は固定屋根消火設備、フォームワンダーによる初期消火を行なって上で活用するため、指摘の問題は生じない。 ③I-S泡放射砲は、初期消火を行なった上で利用するため、防災要員等の安全確保の課題は生じない。</p>	<p>【2007あじさい：一次回答】 1. 学識経験者、関係省庁、関係業界(石油連盟、石油化学工業会、電気事業連合会、社団法人日本鉄鋼連盟、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の代表)等から構成される「石油コンビナート等防災体制検討会」(委員長：平野干葉科学大学学長)において、平成15年10月20日に次のとおり提言されたことを受け、関係法令等の改正を行い、三点セット(大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車)が複数配備されている場合、2セット目以降については、大型高所放水車の代わりにI-S型泡放射砲を配備することが可能となったところ。 ①浮き屋根式タンクのリング火災に対し、三点セットの場合は、高所から放水するため、火点に対して正確に放射することが比較的容易であるが、I-S型泡放射砲は地上から放射するため、その正確性が三点セットに比べ劣る ②三点セットは、例えば高所で発生したプラント火災に対し、地上22メートル以上の高所から有効放射が可能であること等、I-S型泡放射砲が有していない汎用性の高い性能を保有していることに鑑み、1セットのみの配備が義務付けられている事業所等においてその配備の必要性が高い等の理由から、「複数の三点セットを保有する場合における2セット目以降の大型高所放水車との代替を可能とする。」 2. 昨年も今回と同様の要望があった際、防災要員の安全性への配慮及び平成15年以降の技術革新・開発の動向を踏まえた『具体的な提示』が行われた場合には検討を行う旨の回答を行ったところであるが、その後『具体的な提示』もなされていないため、現時点では、1セット目からの適用を検討するのは困難である。 3. この場合、I-S型泡放射砲を担いでタンク上部に防災要員が上がり消火を行う際の安全性への配慮とは、従来から回答しているとおり、単に放射熱のことを考慮するだけでなく、火災の拡大に伴う屋根の沈下、側板の座屈等あらゆる可能性における防災要員の安全性の確保を担保することをいうものであるが、防災要員の安全性に関する新たな提示はない。 なお、消防庁では、消防職員がタンク上部に上がっての消火活動については、安全確保の面から想定しておらず、自衛防災組織等の防災要員も同様であると考えている。</p> <p>【二次回答】 I-S型泡放射砲は、地上からの放射を想定した資機材であり、その課題は既に述べているところ。また、仮にタンク上部からの放射を想定した場合、砲の分解、タンク上部への搬送、組立、固定等の作業が必要になり、消火活動までかなりの時間を要するため、有効な初期消火が行えるとは言い難い。 さらに、タンク上部に防災要員が上がり消火活動することは、既に述べているとおり、安全確保の面からも課題が多く対応は困難である。</p>
5047062	1-S型 泡放射砲 のリング 火災への 適用	1セツ目から 高所放水車 に代えて1-S 型泡放射砲を 配備すること を認めるべき である。	<p>【再意見】 ①回答に「三点セットの場合は、高所から放水するため、火点に対して正確に放射することが比較的容易であるが、I-S砲は地上から放射するため、その正確性が三点セットに比べ劣る」とある。しかし、三点セットは22m以上の高所からの放射であるため消化液が霧散してしまうのに対し、I-S砲の場合、トップアングルから火点へのピンポイント放射が可能であり、全周リング火災の場合でも2-3分で消火できる。 ②回答に「I-S泡放射砲によりタンク上部から泡放射するには、出火から泡放射までかなりの時間を要することが予想されるため、有効な初期消火が行えるとは言い難い」とある。しかし、I-S型泡放射砲は固定屋根消火設備、フォームワンダーによる初期消火を行なって上で活用するため、指摘の問題は生じない。 ③I-S泡放射砲は、初期消火を行なった上で利用するため、防災要員等の安全確保の課題は生じない。</p>	<p>【2007もみじ：一次回答】 1. I-S型泡放射砲の取扱いについては、学識経験者、関係省庁、関係業界代表等から構成される検討会において、平成15年10月20日に次のとおり提言されたところ。 ①浮き屋根式タンクのリング火災に対し、三点セットの場合は、高所から放水するため、火点に対して正確に放射することが比較的容易であるが、I-S砲は地上から放射するため、その正確性が三点セットに比べ劣る。 ②三点セットは、例えば高所で発生したプラント火災に対し、地上22メートル以上の高所から有効放射が可能であること等、I-S砲が有していない汎用性の高い性能を保有していることに鑑み、1セットのみの配備が義務付けられている事業所等においてその配備の必要性が高い等の理由から、複数の三点セットを保有する場合における2セット目以降の大型高所放水車との代替を可能とする。 2. 消防庁では、これまでの規制改革要望でも回答しているとおり、同検討会の提言を受け、関係法令等の改正を行ったところ。 3. タンク火災時にI-S泡放射砲によりタンク上部から泡放射するには、砲を分解し、タンク上部へ搬送後に組み立てて固定する等の作業が想定されるが、出火から泡放射までかなりの時間を要することが予想されるため、有効な初期消火が行えるとは言い難い。さらに、火災タンクの上部に防災要員や消防職員が上がり消火活動することは、従来から回答しているとおり、単に放射熱のことを考慮するだけでなく、火災の拡大に伴う屋根の沈下、側板の座屈等あらゆる可能性における防災要員等の安全確保の観点から課題が多い。 4. これまでの規制改革要望においても、防災要員等の安全確保方策及び平成15年以降の技術革新・開発の動向を踏まえた『具体的な提示』が行われた場合には検討を行う旨の回答を行ったところであるが、その後『具体的な提示』もなされていないため、現時点では、1セット目からの適用を検討するのは困難である。</p> <p>【二次回答】 I-S型泡放射砲は、地上からの放射を想定した資機材であり、その課題は既に述べているところ。また、仮にタンク上部からの放射を想定した場合、砲の分解、タンク上部への搬送、組立、固定等の作業が必要になり、消火活動までかなりの時間を要するため、有効な初期消火が行えるとは言い難い。 さらに、タンク上部に防災要員が上がり消火活動することは、既に述べているとおり、安全確保の面からも課題が多く対応は困難である。</p>
5047067	石油コン ビナート 等災害防 止法施行 令の性能 規定化	日進月歩する 防災資機材 の技術を導入 することにより 石油コンビ ナート防災体 制の高度化を 図るべく、石油 コンビナート等 災害防止法施 行令を仕様規 定から性能規 定に変更する べきである。ある いは、実証実 験や消火実績 データ上一定 の条件をクリ アする資機材 の導入を認め るよう、解釈を 柔軟化すべき である。	<p>新技術やより高性能な資機材の導入によって、石油コンビナートの防災体制を強化できるにもかかわらず、仕様が違うという理由でそれが妨げられるのは本末転倒である。2006年8月14日の『『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁からの再回答』では、同施行令は性能規定であり新技術に即応した対応が可能である旨の言及があったが、そこで示された防災資機材の要件を見る限り、性能規定ではなく仕様規定であると判断される。大型高所放水車と同等以上の性能を有する1-S型泡放射砲について、消火実績データがあるにもかかわらず1セット目からの配備が認められない等の事例も実在している。</p> <p>【再意見】 (提出なし)</p>	<p>【2008あじさい：一次回答】 1. I-S型泡放射砲の取扱いについては、学識経験者、関係省庁、関係業界代表等から構成される検討会において、平成15年10月20日に次のとおり提言されたところ。 ①浮き屋根式タンクのリング火災に対し、三点セットの場合は、高所から放水するため、火点に対して正確に放射することが比較的容易であるが、I-S砲は地上から放射するため、その正確性が三点セットに比べ劣る ②三点セットは、例えば高所で発生したプラント火災に対し、地上22メートル以上の高所から有効放射が可能であること等、I-S砲が有していない汎用性の高い性能を保有していることに鑑み、1セットのみの配備が義務付けられている事業所等においてその配備の必要性が高い等の理由から、複数の三点セットを保有する場合における2セット目以降の大型高所放水車との代替を可能とする。 2. 消防庁では、これまでの規制改革要望でも回答しているとおり、同検討会の提言を受け、関係法令等の改正を行ったところ。 3. タンク火災時にI-S泡放射砲によりタンク上部から泡放射するには、砲を分解し、タンク上部へ搬送後に組み立てて固定する等の作業が想定されるが、出火から泡放射までかなりの時間を要することが予想されるため、有効な初期消火が行えるとは言い難い。さらに、火災タンクの上部に防災要員や消防職員が上がり消火活動することは、従来から回答しているとおり、単に放射熱のことを考慮するだけでなく、火災の拡大に伴う屋根の沈下、側板の座屈等あらゆる可能性における防災要員等の安全確保の観点から課題が多い。 4. これまでの規制改革要望においても、防災要員等の安全確保方策及び平成15年以降の技術革新・開発の動向を踏まえた『具体的な提示』が行われた場合には検討を行う旨の回答を行ったところであるが、その後『具体的な提示』もなされていないため、現時点では、1セット目からの適用を検討するのは困難である。</p> <p>【二次回答】 I-S型泡放射砲は、地上からの放射を想定した資機材であり、その課題は既に述べているところ。また、仮にタンク上部からの放射を想定した場合、砲の分解、タンク上部への搬送、組立、固定等の作業が必要になり、消火活動までかなりの時間を要するため、有効な初期消火が行えるとは言い難い。 さらに、タンク上部に防災要員が上がり消火活動することは、既に述べているとおり、安全確保の面からも課題が多く対応は困難である。</p>
5047067	石油コン ビナート 等災害防 止法施行 令の性能 規定化	日進月歩する 防災資機材 の技術を導入 することにより 石油コンビ ナート防災体 制の高度化を 図るべく、石油 コンビナート等 災害防止法施 行令を仕様規 定から性能規 定に変更する べきである。ある いは、実証実 験や消火実績 データ上一定 の条件をクリ アする資機材 の導入を認め るよう、解釈を 柔軟化すべき である。	<p>【再意見】 (提出なし)</p>	<p>【2007あじさい：一次回答】 1. 防災資機材等の規定は消防戦術を考慮してその性能を定めているもので、例えば、大型化学消防車等の防災資機材の要件として、規格放水圧力(例えば0.85メガパスカル)、放水量(例えば毎分3,100ℓ)等の性能が規定されているところである。 2. 大型高所放水車と同等以上の性能を有するI-S型泡放射砲を大型高所放水車の代替施設として認められないということであるが、三点セットが複数配備されている場合、2セット目以降については、石油コンビナート等災害防止法施行令第16条第3項の規定に基づき大型高所放水車の代替として配備することを認めているところであり、新技術・より高性能な資機材の円滑な導入が図られているところである。 3. さらに、石油コンビナート等災害防止法施行令第16条において、防災上有効な施設又は設備であって、防災資機材等以外のものを設置した場合に防災資機材等の減免が可能となる途も設けているところである。 4. なお、1セット目からの配備が認められない理由は、性能規定とはまったく異なる理由によるものであり、詳細は、「要望事項 I-S型泡放射砲のリング火災への適用」の回答を参照されたい。</p> <p>(要望提出なし)</p> <p>【2008あじさい：一次回答】 1. 防災資機材等の規定は消防戦術を考慮してその性能を定めているもので、例えば、大型化学消防車等の防災資機材の要件として、規格放水圧力(例えば0.85メガパスカル)、放水量(例えば毎分3,100ℓ)等の性能が規定されているところである。 2. 大型高所放水車と同等以上の性能を有するI-S型泡放射砲を大型高所放水車の代替施設として認められないということであるが、三点セットが複数配備されている場合、2セット目以降については、石油コンビナート等災害防止法施行令第16条第3項の規定に基づき大型高所放水車の代替として配備することを認めているところであり、新技術・より高性能な資機材の円滑な導入が図られているところである。 3. さらに、石油コンビナート等災害防止法施行令第16条において、防災上有効な施設又は設備であって、防災資機材等以外のものを設置した場合に防災資機材等の減免が可能となる途も設けているところである。 4. なお、1セット目からの配備が認められない理由は、性能規定とはまったく異なる理由によるものであり、詳細は、「要望事項 I-S型泡放射砲のリング火災への適用」の回答を参照されたい。</p>